

新潟県立大学大学院学則

(平成 27 年 4 月 1 日学則第 1 号)

改正 平成 29 年 2 月 21 日

改正 平成 30 年 3 月 20 日

改正 令和 2 年 2 月 18 日

改正 令和 3 年 2 月 16 日

目次

第 1 章 総則

第 1 節 目的等 (第 1 条—第 4 条)

第 2 節 運営組織 (第 5 条—第 7 条)

第 3 節 学年、学期及び休業日 (第 8 条—第 10 条)

第 2 章 研究科通則

第 1 節 修業年限及び在学年限 (第 11 条—第 12 条)

第 2 節 入学 (第 13 条—第 20 条)

第 3 節 教育課程、履修方法等 (第 21 条—第 27 条)

第 4 節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍 (第 28 条—第 34 条)

第 5 節 修了及び学位 (第 35 条—第 36 条)

第 6 節 授業料等 (第 37 条)

第 7 節 賞罰 (第 38 条—第 39 条)

第 8 節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生 (第 40 条—第 45 条)

第 3 章 共同研究及び受託研究 (第 46 条)

第 4 章 雜則 (第 47 条)

附 則

第1章 総則

第1節 目的等

(目的)

第1条 新潟県立大学大学院（以下「本大学院」という。）は、広い視野に立って学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、学術文化の向上を図り、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己評価・外部評価)

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 本大学院に、前項の点検及び評価を行うため、新潟県立大学大学院自己点検・評価委員会（以下「自己点検・評価委員会」という。）を置く。
- 3 第1項の点検及び評価の結果について、外部評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 4 本大学院に、前項の評価を行うために、本大学院以外の者による新潟県立大学大学院外部評価委員会（以下「大学院外部評価委員会」という。）を置く。
- 5 自己点検・評価委員会及び大学院外部評価委員会その他大学院の評価に関し必要な事項は、別に定める。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程を置く。

(研究科、専攻及び定員等)

第4条 本大学院に研究科及び専攻を置き、定員等を次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	入学定員	収容定員
国際地域学研究科	国際地域学専攻	修士課程	10人	20人

- 2 研究科における教育研究上の目的は、次のとおりとする。

国際地域学研究科

グローバル化に対応し、国際社会の実情と動向、地域(東アジア)の国際関係と東アジアの中の各国(ロシア・中国・韓国)の実情と動向についての高度な知識・政策分析能力を持ち、あわせて英語によるコミュニケーション能力を備えた世界に通用する人材を養成する。

第2節 運営組織

(教職員)

第5条 本大学院に、教育研究上必要な教員、事務職員及びその他必要な職員を置く。

- 2 前項に規定する教職員に関し必要な事項は、別に定める。

(研究科長)

第6条 研究科に研究科長を置き、教授をもって充てる。

2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第7条 研究科に、研究科委員会を置く。

2 研究科委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(入試委員会及び教務委員会)

第7条の2 研究科委員会の円滑な議事運営を図るため、入試委員会及び教務委員会を置く。

2 入試委員会及び教務委員会の運営に関する事項は、別に定める。

第3節 学年、学期及び休業日

(学年)

第8条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(学期)

第9条 学年は、次の2学期に分ける。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第10条 授業を行わない日又は授業を行わない期間（以下「休業日」という。）
は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 春期休業日
- (4) 夏期休業日
- (5) 冬期休業日

2 学長は、前項の規定にかかわらず、特別の必要があると認めるときは、臨時に
休業日を定め、又は休業日であっても臨時に授業を行うことができる。

第2章 研究科通則

第1節 標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第11条 本大学院の標準修業年限は、2年とする。ただし、長期履修を選択した者
は、3年とする。

2 前項の規定にかかわらず、修業年限を1年とすることができる。

(在学年限)

第12条 学生は、4年を超えて在学することができない。ただし、長期履修を選択した学生は、5年を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、第18条又は第19条の規定により再入学又は転入学した学生は、第20条の規定により定められた在学すべき年数に2年を加えた年数を超えて在学することはできない。

第2節 入学

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の初めとすることができます。

(入学資格)

第14条 本大学院に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる文部科学大臣の指定した者（昭和28年2月7日文部省告示第5号）
- (6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

(入学志願の手続)

第15条 本大学院への入学を志願する者（以下「入学志願者」という。）は、所定の期日までに、別に定める入学願書その他本学が必要と認める書類を提出するとともに、所定の入学検定料を納付しなければならない。

(入学者の選考)

第16条 入学志願者に対しては、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、別に定める入学手続に関する書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項に規定する入学手続を完了した者について、入学を許可する。この場合において、別に定めるところにより入学料の減免等を受けた者は、入学料を納付したものとみなす。

(再入学)

第18条 学長は、第33条の規定により本大学院を退学した者で本大学院に再入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科委員会の議を経て、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(転入学)

第19条 学長は、他の大学院に在籍している者で本大学院への転入学を志願する者があるときは、欠員の状況等を勘案し、研究科委員会の議を経て、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(再入学等の場合の取扱い)

第20条 前二条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数その他必要な事項は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

第3節 教育課程及び履修方法等

(教育課程)

第21条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び修士論文等の作成に関する指導(以下「研究指導」という。)により行うものとする。

(授業科目)

第22条 本大学院の授業科目、各授業科目別の単位数及び履修方法等については、別表1に定める。

(単位の計算方法)

第23条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとし、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第24条 授業科目を履修した学生に対しては、試験の結果その他必要な項目の評価を行い、その結果に基づき合格と認められた学生には、所定の単位を与えるものとする。

(成績の評価)

第25条 授業科目の評価は、A、B、C、D及びFをもって表し、A、B、C及びDを合格とし、Fを不合格とする。

(他の大学院等における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、当該

大学院における授業科目の履修を認めることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、研究科委員会の議を経て、15単位を限度として修了要件単位として認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第27条 学長は、本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前の大学院における履修を、本大学院入学後における履修とみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条に規定する科目等履修生として修得した単位を含む)については、研究科委員会の議を経て15単位(前条第2項の規定により修了要件単位として認める単位と合わせて20単位)を超えない範囲で修了要件単位として認めることができる。

第4節 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第28条 学長は、疾病その他やむを得ない理由により引き続き2月以上修学することができない旨学生から申し出があったときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

- 2 学長は、疾病のため修学することが適当でないと認められる者に対し、研究科委員会の議を経て、休学を命ずることができる。

(休学期間)

第29条 休学することができる期間(以下「休学期間」という。)は、1年以内とする。ただし、特に必要があると認められるとき、1年を限度として休学期間を延長することができる。

- 2 休学期間は、通算して3年を超えることができない。

- 3 休学期間は、第12条に規定する在学年限に算入しない。

(復学)

第30条 学長は、第28条の規定により休学した学生の休学期間が満了したとき、又は休学期間にその理由が消滅したときは、その者の申し出により、研究科委員会の議を経て、復学を許可することができる。

(転学)

第31条 学長は、他の大学院又は外国の大学院への転入学を志願する学生があるときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

(留学)

第32条 学長は、外国の大学院への留学を志願する学生があるときは、研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可することができる。

- 2 第20条の規定は、前項の留学の場合に準用する。
- 3 第1項の許可は、当分の間休学により留学する場合に限り行うものとする。
- 4 留学に係る単位の認定は、第26条第2項の規定により行う。

(退学)

第33条 学長は、退学しようとする学生があるときは、研究科委員会の議を経て、これを許可することができる。

(除籍)

第34条 学長は、次の各号の一に該当する者を、研究科委員会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第12条に規定する在学期間を超えて在学する者
- (3) 第29条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- (4) 死亡した者又は長期間にわたり行方不明の者

第5節 修了及び学位

(修了)

第35条 学長は、本大学院に2年以上在学し、履修規程に基づく修了所要単位数以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対し、修了を認定する。ただし、在学期間に關しては、優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 学長は、前項の規定により修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

(学位)

第36条 学長は、前条第1項の規定により修了を認定した学生に対し、修士（国際地域学）の学位を授与する。

- 2 学位の授与に關し必要な事項は、別に定める。

第6節 授業料等

(授業料等)

第37条 本大学院の入学検定料、入学料、授業料及び研修料の額、徴収方法及び納付の減免又は徴収の猶予に關し必要な事項は、別に定める。

第7節 賞罰

(表彰)

第38条 学長は、他の模範となる学生を、研究科委員会の議を経て、表彰することができる。

(懲戒)

第39条 学長は、この学則その他の規程に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした学生を、研究科委員会の議を経て、懲戒することができる。

2 懲戒の種類は、退学、停学及び戒告とする。

3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第8節 研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生

(研究生)

第40条 学長は、本大学院において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生として入学することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者とする。

(科目等履修生)

第41条 学長は、本大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 前項の志願をすることができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 学長は、第1項の規定により入学を許可された者で本学において特定の授業科目を履修した者に対して、単位を与えることができる。

4 前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第24条及び第25条の規定を準用する。

(特別聴講学生)

第42条 学長は、他の大学院に在学している学生で、本大学院において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、当該他の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

2 学長は、前項の規定により入学を許可された者で本学において特定の授業科目を履修した者に対して、単位を与えることができる。

3 前項の規定による単位の授与の決定及び成績の評価の方法については、第24条及び第25条の規定を準用する。

(研修生)

第 43 条 学長は、大学その他の団体から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため本大学院に派遣の申し入れがあるときは、本大学院の教育研究に支障がない場合に限り、研究科委員会の議を経て、選考の上、研修生として受け入れることができる。

2 第 40 条第 2 項の規定は、研修生に準用する。

(外国人留学生)

第 44 条 学長は、外国人で、大学又は大学院において教育を受ける目的をもって入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、日本語及び日本事情に関する授業科目を設けることができる。

(研究生等に関する規定)

第 45 条 第 40 条から前条までに定めるもののほか、研究生、科目等履修生、特別聴講学生、研修生及び外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 共同研究及び受託研究

(共同研究及び受託研究)

第 46 条 教職員は、本大学院の学術研究に資するため、学長の承認を得て、民間企業、地方公共団体その他の法人（以下「民間企業等」という。）の研究者との共同研究及び民間企業等からの受託研究を行うことができる。

2 共同研究及び受託研究に関し必要な事項は、別に定める。

第 4 章 雜則

(委任)

第 47 条 この学則の施行に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条から第 17 条まで及び第 37 条の規定は、文部科学大臣が本大学院の設置を認可した日から施行する。

附 則

この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日から施行する。